

表 大正十三年(第三回)

一、開議及散會時刻

自 午前十時四十分
至 午後五時十分

二、出席議員名次通りである

議席代

三、欠席議員名次

一名

三番の評議員

四、市町村自治法第大三三条の規定により會議事項説明を欠く者出席

者次第

中川勝

天久盛雄

仲村春勝

助役

天久盛雄

仲村春勝

助役

天久盛雄

五、會議事項次第

議案第一号

職員旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第二号

報酬支給並に俸給並びにその支給方法を定める条例

例の一部を改正する条例について

議案第三号

村退職金支給條例の一部を改正する条例について

議案第三号

議會職員是役條例ノ一部を改正する条例について

議案第四号

村青年會補助金交付方陳情について

議案第五号

村體育協會補助金交付方陳情について

議案第六号

正長の待遇改善方陳情につて

議案第七号

議會第ニ回（書記主にて調説せられ）（可決）
議案第八号

議案第九号

議案第十号（可決）
議案第十一号

議案第十二号

議案第十三号（可決）
議案第十四号

議案第十五号

議案第十六号（可決）
議案第十七号

議案第十八号

陳情第十九号

議案第二十号

陳情第二十号

議案第二十一号

陳情第二十一号

議案第二十二号

陳情第二十二号

議案第二十三号

陳情第二十三号

議案第二十四号

陳情第二十四号

助	役	支給にては別表多には相違はないが、予算と支給額とで
		改むたゞと思ひますので提案致しました。
助	番	当然改正しなければ出来ぬ。
助	番	予算を八百セントに、二千円を一千六百と、切上げ切捨の必要の 莫はどう思うか。
助	番	井戸換算を六百セントで換算するより良いと考ニヒトアリ。
助	役	支給改定は本當に本當に公会換算がどうで良いと思ふ。
助	番	税金の場合は命令に本當に公会換算がどうで良いと思ふ。
助	役	税金改定の場合、切捨て切上げられておるが、そつ 取らるつた理由は
助	役	給料報酬と至る場合に改正する必要以上においては、其換 算表未だと見て良しと思ふ。
助	役	三の問題は各市町村と申関連する問題であるが、便益上功捨 切上げの方法を取られた所があつたが、どうかお聞玉した。
助	役	半分々位であろう。
議	長	進行類口手書にて示す。
議	長	質疑を打切りでせうかが詰ります。
議	長	裏議員と申がります。
議	長	御裏議がさう称でありますので質疑を打切ります。
一	番	討論頗る重きであります。
		貯蓄支援による年収不進徳によるところにてあり。原美通

		議長	休憩致上ります。(午前十時三十分)
			再開致ます。(午前十一時四十分)
	一七番	質疑打切り動議提出します。	質疑打切り動議提出します。
			皆成り叶ふ事力あり。
		議長	裏面が少々林であります下質疑を打切ります。
			討論を願います。
	一三番	審査會委員會指名は議會で、その責任も重い。今までと比較して多少差異と差がある。業の考慮上、多額を例えます。	審査會委員會指名は議會で、その責任も重い。今までと比較して多少差異と差がある。業の考慮上、多額を例えます。
		議長	地御意見はありますか。
			異議なしを唱えます。
		議長	御裏議がござると認めて議案第三号報酬及費用手續の額を公止金支給方法を變更を奏側より部改正書類条例に付て本原案通り承認是致します。
			且提案議案第三号報酬及費用手續の額を公止金支給条例一部改正する
		議長	本件にて何議致上ります。
			書院主請託せり。
		議長	議案者を説明せ願ります。
			第三条の中古車を購入したと思ふ。退職する場合、金をあり
		付長	ない場合は返却車を購入する場合、金をあり
			ない場合は返却車を購入する場合、金をあり
		議長	質疑發せられました。
			休憩致ます。(午前十一時十五分)

		議長	再開致し候(午後〇時三分)
一三番	役所更員の範囲に村長、助役、收入役り含まねどが、	議長	休憩致します(午後〇時三分)
			再開致し候(午後〙�三分)
一三番	先ほどの問題につきてあつた、他の又は村長が仕事をするのと さまた、但し、村長を除くといふれる意志のあります。	助役	第三番で御書類を入れるといふ規定法より関連すらり下の本条 二日入水の必要口ひ
一二番	第三条の場合に従じ書き立場には入れられぬうだいと思ふが、 著々參りするに必要はないと思つ	助役	一二番 二年でありますか、従じ書き立て難用されうと思ふ、定款条例に言 う職員に水は村長、助役、收入役、役員それきり
一二番	村長助役收入役も含まうぢうであります、解釋不当然にて入ら れいと思つ	助役	一二番 自治法で言うまゝ中には含ま水は、そり地、職員とはどうが、 任命權を併せば、職員の意味であります。
一二番	他の職員とはべくらうど	助役	光里し上げて通りであります。
一二番	質疑打合つて言ひさせうが、	議長	御裏議が少くてもありますと質疑を仰かります

議長 討論順

八番 修正と賛成いたします。一部修正案を出しました。

議長 本件に付す村長が任命する旨を上記てあるが、村長が任命する宣野湾村是教條例に言ふ職員ヒ修正した。

三番 修正案、第三條を次の通り改めらる。

第一條 前條で言ふ職員と云ふ村長・助役・役人役又は村長が

性免する、宣野湾村職員是教條例による職員並ひに議會用書記長、書記、その他之職員、選舉管理本員會書記、そり

他之職員、その他村の常勤の職員を言ふ。

二番 聴取ヒ唱うリのあり。

議長 八番議員より提出された修正動議は成立してあります。

休憩致しよ。(午後四時四十分)

再開致す。(午後四時五十分)

一・二番 別に付す修正案、原案等に異議を付せむりうては乃が

第大茶(内佐未滿)ヒアヨセ(ゼント未滿)に改める動議を提

出致します。

賛成と唱うリあります。

六番議員より動議は成立してあります。

二番 本件議員より原案第一部改正の賛成が出ておりますが、私は正長會

長から出された陳情書ヒ一諾に審議しなければならぬ議會

運営問題であるが、正長職の身分の問題である事、従事は、増

減問題であり、職金の問題を取り上げてはかね年水すらもりと

議長	思つて委員會何記の動議を提出します
	賛成と唱えます
議長	△議員よりの動議口成としてあります
	休憩致します（午後二時三分）
	再開致します（午後二時十分）
議長	先づは長の性格がはっきりして、論議がまとめておかなければなりません（午後二時三十分）
議長	大体の意見は、陳情書よりよほいで修正案に修正案を提出します（賛成と呼んであります）
議長	唯今は長を除くと意見は陳情書よりよほいで修正案に反対する意見があります
議長	正に今光峰先生に反対する意見があります
議長	正に議員が長を除くとあつて是教條例に除かれておらずで割で意味をなさないと思つ
議長	門位をセントに訂正する場合、その他の動議に賛成して良しが
議長	組合長は除くだけは除くとあつて撤回、他の大条文入れて
議長	賛成です
議長	一大番目長の問題、修正案のしめくくりの必要上、引う少し研究す
議長	ます正に賛成會付託でした（午後二時三十分）
議長	休憩致します（午後二時三十分）
議長	再開致します（午後二時三十分）
議長	△議員の修正案に賛成の方举手願います（三名）で
議長	承認でありますので否決は受けません

議長

二番議員より提出された委員會付託の動議を賛成の方举手
願ひます（三名）で少數で至否決になります。

議長

二番議員より提出された議案を賛成の方举手
賛成しました（一三名）過半数でありますので議案第34号
村道職金支給条例を一部改正する条例に修正案可決になりました。
休憩致します（午後一時三十分）

議長

再開致します（午後二時）
日程第4議案第34号議案は教條上部を改正す
る条例として何議致しますか（各議員の意見）

議長

書記をして朗読せしめます
提案者より説明を願ります（各議員の意見）
議長 総務課長が兼任しておるが、委員會活動に際し是等と
お必要であります是が設置に付し
議長 質疑を願します

議長

一九番 助役 村會活動と併連して当分の間とは、市昇格等の議會
に詰ります。常勤活動のため、非常勤職員とも、三

名の常勤を予る場合であります。

議長

常勤であるが、少々忙いと感じ方があると思ふ

助役 常勤の実を考慮して、業務を多めに扱う場合、一人の常勤

をもてば、当分の間出来ま、議會問題より商運をもつて

は、必ずして高じよ思ふ

議長	八番	ニカニ三条三項の規定とは 三名内是敷事務が相当分め間 助役
番	一九	当分の間をはずれば良し、ニカニ條例を置りて、ニカニますでり
番	二七	支障有りと思ふ
議長	二七	質疑等が功利の動議を提出致します
議長	二七	裏議なしと呼べり
議長	八番	御裏議が有り得うでありますので質疑を行ひます
	"	討論を願ります
議長	八番	修正案を提出致します
議長	二七	修正案、著次第三項、一条の規定内に於て非常勤を置く 二七
議長	二七	修成を唱うなりが付まつて、動議は成立しません
議長	"	休憩致します（午后三時四十分）
議長	二七	再開致します（午后三時四十分）
議長	二七	内に除くことを感ずる必要が有り、修正案は誤解を有すと思 う。是敷は是敷事務と云ふ事より知らぬ者、何より難しそうで は形シテ、修正案には不賛成で原案に賛成。
議長	二七	討論を持切り表決致します
議長	二七	原案に賛成の方举手願ひます。賛手有り（一二名下）
議長	二七	原案一致です。下原案通り議案第ニ五章、議會職員 是敷条例の一部を改正する条例を可決決定致します
議長	二七	田村第一陳情書由、村會年會補助金交付方陳情書

議長	日程第大陳情第事、村青年會補助金交付方陳情が並めて ある。本職を整理致してあります。下処理方法につき上提致します。
議長	本業にては陳情文以外には別二つ頭の説明がありませんので、 処理方法につきお詰り致します。
二番	委員會に付託と審査と行ひて動議を提出致します。
議長	委員會に付託された動議が二審議員より提出され、動議は 賛成と唱えあります。
議長	委員會に付託された動議を決定致します。
八番	次回委員會に付託とします。
議長	御裏議が右の件であります下委員會付記を決定致します
	ゼタ委員會に付託とします。
議長	御裏議が右の件で認め、賤政委員會に付託決定致します
	ナハ次の本會議迄ニヨリ日までに審査報告をしてもらひます。
	休憩致し事畢(午後四時)
	再開致す(午後四時四分)
	定期四時にて休憩致すが、時間延長して良りであります。
議長	御裏議が右の件であります下時間延長致します
	日程第大陳情第事、村青年會補助金交付方陳情

本村教育委員會にて開催され、本職で理更致してあります。下
处理方法にて上提致します。

書記モト朗誦せしります。

議長 本業に付は陳情文以外に別に口頭の説明もありませんでした。
處理方法についてお詫び致します。

ノニ番 委員會に付託して審査したいため動議を提出致します。

議長 唯今も番議員より委員會付託の動議が提出され、動議
成立致しましたが、左称決定として良し方をうか
異議なしと呼ぶなり。

議長 御異議なしと仰ります。下、委員會付託を決定します。

ク ビの本委員會に付託して良しでござる。お詫びします。

ノニ番 戰政委員會に付託します。

議長 番一と唱うモノナリ。

議長 御異議なしと認め、戦政委員會に付託決定致します。

ク 日程第7陳情事大年、區長の待遇改善が陳情が正長會よりさ
ざれてゐるが、本職で受理してありますので、處理方法にて上提
致します。

書記モト朗誦せしります。

議長 本業に付は陳情文以外に別に口頭の説明もありませんで
し。

処理方法にてお詫び致します。

(説明)

	一 番	委員會に付託したる審査したる動議を提出致します。
	二 番	賛成と唱うよりなり。
議長	三 番	唯今一一番議題より委員會付託の動議が提出されて、動議を成致いたります。左件決定して良くて下さい。
	四 番	異議なしと唱うよりなり。
議長	五 番	御異議がない件でありますので、委員會付託を決定します。
	六 番	○ 委員會に付託します。お詫びいたします。
議長	七 番	○ 総務委員會に付託します。
	八 番	書式と呼ぶよりなり。
議長	九 番	御意見議がござりまつて認め、總務委員會に付託決定致します。
	十 番	日程第八陳情第七手生活ノート連絡協議會育成補助金交付の陳情が生じたる連絡協議會より提出してある本職で受理せあります。処理方について上提出致します。
	十一 番	書記をして朗読せめます。
議長	十二 番	本來いたる陳情文以外は別に口頭の説明を要りませんでし。
	十三 番	处理方法についてお詫び致します。
議長	十四 番	休憩致します。(午後四時二十五分)
	十五 番	再開致します(午後四時二七分)
議長	十六 番	今先の陳情を委員會に付託して審査したりと動議を提出致します。
	十七 番	賛成と唱うよりなり。
議長	十八 番	唯余元番議題より委員會付託の動議が提出され、動議

議長	改立致してかります。左様次是にて言ひ方せうか、
議長	裏議をじと唱へりがおり
議長	どく委員會に付託を請ひてやうか。お詫び申す
議長	一九番 経済委員會に付託しに
議長	督成と呼べり申す
議長	御裏議がなりうと認め、經濟委員會に付託次第致します。
議長	休憩致します。(午後四時三十分)
議長	再開致します。(午後四時四三分)
議長	水道開保は次々本會議までには是非ヒヤ可決してからいたい。
議長	その他は不能であります。リクルート
議長	三川で午日午日程は全部終了致しました。
議長	次々本會議開催日時をお詫りします。
議長	次日大月三日午前十時から始まりたいと思ひます。が、午日午日
議長	審議と唱へり
議長	では御裏議がなり申すまつた次々本會議を三月二十一
議長	日午前十時から再開致します。
議長	長時間審議で慎重に行つて取扱をして、大變有難度
議長	ございました。本日は三川で散会します
	(午後四時四十分)